

J. S. ミル『自由論』の言論 の自由擁護論の二つの解釈 とキャンセルカルチャー

江 口 聡^{*1}

要 旨

本論では、ミルの『自由論』における言論の自由の擁護の二つの解釈を扱う。一つは彼の自由の必要性の主張は、あくまで真理の追求と社会の進歩・改善という目標のためのものであるという解釈であり、もう一つは、社会改善のためであると同時に個人の幸福と個性の発展にも言論の自由は必要だ、というものである。本論は後者の解釈に賛同し、そこから、いわゆるヘイトスピーチの規制や「キャンセルカルチャー」と呼ばれる現代の言論の抑制の風潮を見直すべきであると結論する。

キーワード：言論の自由、J. S. ミル、『自由論』、
キャンセルカルチャー、ヘイトスピーチ

はじめに

言論および個性の自由の擁護者として現在でも参照されつづける19世紀イギリスの哲学者 J. S. ミルの言論の自由擁護論は、大きく分けて二つの解釈がある。一つは「思想の自由市場」論の一種として解釈して、言論を社会の進歩や幸福のための一手段として捉え、したがって言論の自由はさまざまな利益と害悪のバランスをとるべきであると解釈する方向である。もう一つは、より完成主義的な解釈を採用して、言論の自由を個人（と社会）の幸福の必須要素として捉え、ほぼ絶対的な言論の自由を要求しているものと観る解釈である。

若松良樹の著書『醜い自由』（若松 2021）

* 京都女子大学 教授

¹ 本稿は東京法哲学研究会（2024年4月27日）で口頭発表されたもの、および京都大学での若松良樹『醜い自由』の合評会（2023年9月23日）で口頭発表されたもの（江口2023c）を統合し加筆訂正を加えたものである。

は、ミル『自由論』の精読と、関連する自由関連の文献にもとづいて社会的自由の問題を探究した優れた研究書であるが、いくつか不満があった（江口 2023a, 2023b）。若松は多様性こそが自由（『醜い自由』の場合は、言論の自由ではなくおもに個人の生活の自由が考察の対象）のポイントであると考えているように見える。その理由は、現在とは環境や人々の選好が変化したときのバックアップとして有益であるからのようだ。しかしおそらく、ミルの自由擁護を単にそうした多様性の価値にだけに求めるのは妥当ではない。むしろ、若松が解釈として退けた「真正性」の重要性に注目すべきである。

私の理解ではミルの自由の擁護論において真正性が重要なのは、ミルが我々の幸福の重要な（必須の）構成要素として「個性の発展」（それぞれの個性に応じた自由な成長発展）を重視したからだ。個性、そして個性の成長発展のためには、思想・感情の自由、いいかえれば「良心の自由」が必要であり、それと言論と討論の自由は、理論的にはともかく、実践的には切り離すことができない。実践的には、私たちは自分自身の思想や感情を、他の人と語りあうことによらなければ、いきいきとした活力あるものとして把握できないからだ。

興味深いのは、この真正性と言論の自由の必要性の関係という論点は、近年のヘイトスピーチやポルノグラフィ規制の根拠としても利用できるかもしれないことだ。つまり、ヘイトスピーチやポルノは、その因果的に直接的・間接的な危害の原因になるだけでなく、発語内行為としてそれ自体が危害を構成しており、マイノリティや女性の言論の自由を妨

げるものと理解できる可能性があり、これが規制の根拠になりえるかもしれない。

しかし私見では、なんらかの発言がそれ自体危害を構成しているという発想には難点がある。また、表現規制の萎縮効果に対する懸念はもっともなものであるので、上のような哲学的な議論を社会的規制の話に直結させるのはたいへん危険である。表現規制に比較すると「モアスピーチ」を促進するための社会的な対抗言論サポートは有望だろう。ただし、日本国内では、マスコミ・出版・教育現場などですでに十分に実施されていると見ることもできる。

ミルの自由言論擁護論と醜い言論

私は、若松良樹の『醜い自由』に対する書評（江口 2023c）第6節で「ミルが必要だと考える個性の自由な発展とは、「真正」な個性、つまり、他と違っているという意味で多様な個性ではなく、本当にその人のものであると言えるような意見や欲求や生活なのだ」と指摘した。この我々には「真正」な意見・欲求・生活が重要なのだという論点は、言論の自由に関しても非常に重要な含意がある。

書評でも指摘したように、若松氏の「醜い自由」というタイトルで私自身が最初に連想したのは、ネットでのさまざまな「言論・表現の自由」を巡る論争だ。そこにはたしかに、侮蔑、罵倒、嘲笑、ポルノ、差別的発言など、「醜い」意見や表現が満ちている。醜い表現、乱暴あるいは下品な表現や差別的に思われる表現をも言論・表現の自由として保護すべきであるのか、ということについては、識者研究者のあいだでも意見が分かれる。私自身

は、しかしわれわれはそれでも言論・表現の自由を守ろうとすべきであると考えている。これはネット上での罵詈雑言や嫌がらせや「ドッグパイリング」(いわゆる「炎上」)が許容されるべきだということではない。人々の自由な意見交換は、直接の危害が見込まれるものでないかぎりには内容にかかわらず許容されるべきだということである。

言論の自由に関しては、現在でもまず、これまでの自由言論擁護の基礎となってきた J. S. ミルの『自由論』での議論は参照されるべきだろう。ミルの言論の自由擁護の四つの論拠は以下の四つである。(1) 我々の可謬性と、現在人気のない意見が正しい可能性。(2) 全体として大きく誤っている意見に含まれる部分的な真理や知見の活用。そして、仮に多数派が正しいことがほぼ確実であるとしても、(3) 自由な討論が許されていない場合には、正しい意見でさえその合理的な根拠が忘れられてしまうことの不利益。そして(4) 自由な討論がなければ正しい意見も我々の生活に対して影響力を失ってしまうことの不利益、である。

(1) と (2) は、学術的・道徳的な「真理」を我々が獲得する上で重要であることを指摘しているものでほとんど異論がないだろうが、(3) と (4) はいまだに新鮮である。(3) は時々自分たちとは違う意見をもっている人々と議論することがなければ、自分たちが信じている「真理」や「正しい意見」の根拠を考えることがなくなる(あるいは学びさえしない)ということであり、(4) は論敵との討論がなければ、正しい意見の真の意味を忘れ、また自分の生活で実践する動機を失ってしまう、という指摘である。

ミルは一定の種類の発言は状況によっては規制されるべきであることを認めている。たとえば、食糧難で暴動が起こりそうなときに、私利を追求しているように思われる穀物商の商店の前で暴動を扇動することは規制されてしかるべきであるし、混雑した劇場で「火事だ!」と虚偽を叫ぶことも罰されるべきである。

ここで解釈は二つに分かれる。一つはミルは言論の自由について、あくまで真理の追求と社会の進歩・改善という目標のための功利主義的な発想から自由言論を擁護しているのであり、そのための「思想の自由市場」を称賛しているのであって、両値が近いにもかかわらず危害をもたらす可能性のある言論はミルの立場でも可能だとするものである(たとえば Brink 2013)。もう一つは、ミルの自由言論擁護は真理や社会改善のためであると同時に個人の幸福と個性の発展にかかわるものであり、ほぼ絶対的なものであるとする解釈だ(たとえば Jacobson 2000; 2007; 2020)。

先の(1)と(2)の根拠にある真理の探求に資するものとしての言論の自由だけが、ミルの言論の自由擁護論だと考える道は、いわゆる「思想の自由市場論」に近いものになる。多くの思想がよりよい思想や情報を求める市場に提供され、そこで受け手たちが自由に選択することによって、悪しき思想は排除され、優れた思想や情報だけが生き残る、というものだ。

また一部の言論・表現には他者危害原理が適用されるはずだ、という議論がなされることがある。つまり、一部の表現は「加害行為」であるのだ、というものだ。典型的には「ヘイトスピーチ」がそれにあたり、広く「差別

的な発言は危害・加害行為であるのでミルの枠組みでも規制は許容可能である（あるいは規制は推奨さえされる）」とするものである。

また、ミルの枠組みで保護されるべきスピーチは、真理の追求に有益なスピーチであって、ヘイトスピーチやポルノのようななんらの「信念」や「真理」と呼ぶに値するものさえ含んでいない表現はスピーチではなく、したがって保護に値しない、とされることもある²。これらの発想が総計されると、明らかに誤っていて有害な「意見」ならば、言論の自由市場で流通させられるべきではない、という発想につながる可能性がある。つまり、我々が保護すべきは「害のない」言論だけに限ってもかまわないし、むしろ有害なものは排除する方が「言論の自由市場」はうまく機能するだろう、というのである。

こうした理解は一見したところもっともらしいのだが、私には上で指摘した「ミルにとって、意見は真正 (authentic) なもの、つまりその人自身のものでなければならない」という論点を十分にとらえていないように見える。

ミルの『自由論』第1章では、人間の自由にふさわしい領域としてあげられている第一のものは、意識という内面の世界であると述べられている（第二は生活の自由、第三は個人どうしが結びつく自由である）。そしてミルは思想の自由と、言論・表現の自由が実践的には切り離せないことを繰り返している。引

用すると次のようになる。

この領域〔自由にふさわしい領域〕を構成するのは、第一に、思考 (consciousness) という内面の世界である³。これが要求するのは、最も広い意味での良心 (conscience) の自由⁴である。つまり、思想と感情の自由であり、実践的あるいは理論的な問題であれ、科学や道徳や神学にかかわる問題であれ、あらゆる問題に対して意見や感情を抱いてよいとする無条件な自由である。意見を表明し出版する自由は、他の人々にかかわる個人の行為の部分に属しているから、別の原理の対象になると考えられそうだが、しかし、思想の自由とほぼ同じぐらい重要であり、かなりの程度、同じ理由を根拠としているので、思想の自由と実践的には切り離せない (practically inseparable)。(『自由論』32-33頁⁵、強調は江口によるもの)

またミルはさらに、「思想の自由」(liberty of thought) は「言論の自由や著作の自由という、同系列の自由と切り離せない」(37頁)とも言う。思考と言論が切り離せないとはどういうことだろうか。少し文脈は違うが、サルトルは70才のときに受けたインタビューで次のように語っていることが参考になるだろう。

² たとえば和泉 (2022) 第8章。

³ 関口訳では consciousness は「意識」と訳されているが、この consciousness は英語辞書では "the ideas and opinions of a person or group" とされる意味だろう。思考・感情・意見である。

⁴ 言うまでもないが、「良心の自由」は善をなす自由ではなく、なんらかの困難があろうとも、自分が正しいと信じていることを信じつづける自由である。

⁵ 『自由論』の訳文は基本的に岩波文庫の関口訳を使うが、原文を参照の上、江口の判断で訳文を変更した箇所がある。

個人的に私は会う人々に対してあらゆる事柄について自分の意見を言ったりはしないが、できるだけ自分をガラス張りにしようとはする。なぜならば、われわれの内にあるこの暗い領域は、自身にとってと同じく他人にとっても暗いのだが、それを他人のために明るみ出そうとすることによってのみ自身にとっても明らかになってくるからだ⁶。

サルトルの見解に理があるとすれば、我々が自分の内面や良心、信念、信条、理想、そうしたものを形成し発展していくためには、どんなものであれそれを表明することができる自由、少なくともそれを表明できるという自由への確信が必要なのである。良心の自由、内心の自由といった、我々の「心のなか」に関すると思われる「信念」や「信条」も、実はそれを実際になんらかの形で他人に対して表明してみないかぎりには、自分のとっても薄暗い物置におかれた置物のようなものでしかなく、その形すらはっきりしないものだ。

実際こうしたことは我々の経験からも明らかであるように思われる。実際に発言してみるまで、自分が何を考えていたのかよくわからない、ということはよくあるものだ。学会や研究会で発表し、論文を書くのも、我々はそうして他人に自分の見解を表示するまで自分が本当は／実際には何を考えているのか、ぼんやりした想念をもっているだけで、十分

には理解していないのだ。自分がその日に何を考え感じていたのかということさえ、我々は日記に書き記してみればじめてわかることがある⁷。

表現や発言の自由がないところでは、我々は他の人々に人気のなく、発言することで他人から嫌われそうな意見、あるいは他人から非難される恐れがある意見について、真面目に考えることを避けようとするものだ。真面目に考えてしまえば他人から非難されることを言わざるをえないことになるかもしれないし、また自分が他人から嫌われるような意見をもっていることをはっきりと理解してしまうかもしれないという怖れを抱くからだ。私自身も、生命倫理、ジェンダー論／セクシュアリティ論、あるいはこうした言論の自由に関するなにかを発言し書こうとするたびに恐怖や不安や忌避を感じている。場合によっては発言してしまうことをひかえるために、じっくり考えることを避けることもある。そうしたことを繰り返すうちに、我々は最終的には自分が何を信じるべきか、何にしたがって生きるべきかさえ忘れてしまうのだ。これがミルが『自由論』第2章の言論の自由を擁護する第3、第4の議論として提出したものと私には思われる（細かい典拠は省略する）。

ミルは、こうした思想・言論・著作・出版の自由の根拠が、第3章の個性（およびの発展の発展）の自由の根拠でもあり、個性の自由を論じる最善の導入になるとしている。そして、個性とその発展は、幸福のための手段

⁶ "Sartre at Seventy: An Interview", *The New York Review*, August 7, 1975, <https://www.nybooks.com/articles/1975/08/07/sartre-at-seventy-an-interview/>

⁷ その日記は、その日、その時点での自分だけにわかる暗号のような書き方ではなく、ある程度は明示的な、他の人が見てもわかるようなものである必要があることは、日記を書きつづけた人間はよくわかっていることだ。

というよりは、幸福の構成要素そのものである。

本人の性格ではなく、伝統や他の人々の習慣が行為のルールになっている場合は、人間の幸福における主要な要素の一つであって個人と社会の進歩のまさに第一の構成要素でもあるものが欠けているのである。（『自由論』127頁）

個性と生活においても、我々は「自分が望ましいと思われる生活様式があれば、実際に試してみる」ことが必要であり、少なくとも試すことができる自由の感覚が必要だ。そうでなければ、自分に可能な選択肢を比較衡量して考えてみる動機さえ失ってしまう。また、そうして選んだ生活について、場合によっては他人からとやかく言われながらも、実際に試してその生活の望ましさを示すことが必要であるはずだ。

ただし、風変わりな意見を集めた「奇妙な意見博物館」や、各自が思い思いに他人と違ったことをして生活するような「人間動物園⁸」は、あくまで我々の多様性と開拓者精神の結果であって、それ自体としては我々の社会が望むべき目標として適切なものではない。またそんなものは、究極的な目標（おそらく個人と人類の幸福や、その他の善の実現）への仮の目標、仮の標識の役目さえ果たさない。我々はたしかに社会に向けて「多様性を許容せよ」と訴えるべきだが、個人に対して訴えかけるべきは「多様になりましょう」「他人と違ったあなたでありましょう」ではなく「多

様な意見を検討した上で自分が最善と思うことをし、最善と思うものになりなさい」であるべきだ。

『自由論』第3章には、個性の自由と思想・討論の自由とを類比している印象的な箇所がある。二つ引用しておこう。

知力や道徳的な能力は、筋力と同様に、使うことによってのみ向上する。他の人がしているからという理由で同じことをしても、他の人が信じているからという理由で同じことを信じる場合と同様に、これらの能力は訓練されたことにはならない。意見の根拠が本人自身の理性にとって決定的でなければ、その意見を取り入れても、その人の理性を強化することはできないし、かえって弱めてしまう可能性がある。また、行為を導く動機が本人の感情や性格にそぐわなければ……そのことが大きく影響して、本人の感情や性格は、力強さを欠いた不活発なものになってしまう。（『自由論』131-132頁）

人が何をするかばかりでなく、それをするのはどんな人なのかということも、本当に重要なのである。人間が作り出す作品の中で……いちばん重要なのは、間違いなく、人間そのものである。……人間の本性は、図面通りに作られ決まりきった仕事を正確にこなすように設定された機械ではない。一本の樹木である。人間の本性は、自らの内部にあって自らを生命あるものにしている諸力の趨勢に従い

⁸ 「人間動物園」のアイデアは、ジョナサン・グラバーの『未来世界の倫理』にあらわれる。多様性はそれ自体で望ましいものかという問題についておもしろい考察をおこなっている。グラバー（1996）を参照。

ながら、あらゆる側面で自らを成長させ発展させることを求めている。（『自由論』133頁）

『自由論』の第2章と第3章が、ミル自身が述べているように根拠の密接な関連をもってあるものであるとすれば、それは意見にしても生活にしてもそしてそのひと自身にしても、自分自身が望むように自由に試行錯誤を繰り返しながら形成していくしかない、そしてそういう形でしか我々は成長発展ができない、という経験的な人間観が背景にあるように思われる。社会や個人の多様性そのものが重要なのではなく、各人が自由な選択と生活の実験（当然その背景にある思考や表現の実験）をくりかえしながら真正な意見と生活様式を獲得することが重要なのだ。

そうした意味で、意見の自由にせよ生活（個性）の自由にせよ、ミルが考えている「自由」の価値を真正さや自律といったものから切り離してしまう解釈は有望ではないだろうと思われる。そしてミルにとっては、おそらく自由の価値は真正さや自律だけの問題でもないだろう。おそらくその「自由」には、人間の成長や性格の陶冶、人格の完成⁹といった側面が含まれるはずだ。こうした完成主義的なミル解釈では、思想と言論の自由の重要さは「思想の自由市場」論として読む場合よりもはるかに重いものになる。発言・討論によって自分の意見を形成しそれを実際に生活で試す、ということが、個々人の幸福の必須の構

成要素（そしておそらく中心部分）であり、また時に人々の大勢の意見と感情に反逆する風変わりな人々（ミルがあげている例でいえば、たとえばルソー）の思考と生活の実験が社会の進歩の原動力とされるからだ。

抑止されるべき言論

ミルの『自由論』での言論の自由擁護は、言論・表現だけでなく、思想信条の自由、良心の自由、そして個性の発展の自由といった自由の価値にかかわっていることを確認した。ミルによれば、自分の思想や信条、感情を表明する自由は、民主的な社会のためにも、個人の成長発展のためにも重要であり、ほぼ絶対的に保護されるべきものである。そして、そうした言論・表現の自由は、（少なくとも出版などの形態の場合には）おそらく誤った意見や一部の（出版などに類する形態での）ヘイトスピーチのように我々から見て邪悪に見える意見の保護まで含むことになるだろう。

ただし、発言が他者危害となるために規制されるべき場合もありうるだろう。たしかに言論は自由であるべきだが、一方で我々は他の人々の妨げ（nuisance）になってはならない。自分の意見を出版することは自由であるべきだが、言論によって群集を扇動し暴動を引き起こしてしまうことが見込まれる場合には制限を加えられてよいし、ぜひそうされるべき場合もある。言論でさえこのような事情であるので、行為についてはなおさらのこと

⁹ 「人格の完成」という表現には、なにかある「最高の人間像」（たとえばソクラテスやイエスやマリアや仏陀？）が存在していてそこに到達すれば「完成」ということになる、と理解しやすいが、ミルが考えているのは、彼の「一本の樹木」の比喩にあるように、それぞれがそれぞれの欲求にもとづいて潜在的な能力を伸ばしきった状態だろう。「完成主義」（perfectionism）もそのような人間的成長と発展を求めるものだ、と解釈したい。

だ。ミルが次のように限定していることはよく知られている。

行為も意見と同程度に自由だ、と言い張る人はいない。それどころか、意見を表明すると有害な行為を積極的に扇動することになる状況では、意見ですら免責の対象にならない。穀物商は貧者を飢えさせているとか、私有財産は強奪だといった意見が出版物によって広めるだけなら、妨害してはならない。しかし、穀物商の家の前に集まった興奮状態にある群衆に向けて声を出して言ったり、ビラにしてその群衆に配ったりすれば、処罰されるのは当然だろう。正当化できる理由がないのに他人に危害を加える行為は、どんな種類のものであれ、嫌悪の感情 (unfavourable sentiment) によって抑止されてよい。また、重大な事例の場合には、そうした感情で抑止することが絶対に必要であるし、やむをえないときには、人々の積極的な干渉で抑止することも絶対に必要となる。個人の自由は、ここまでは制限されなければならない。個人は、他の人々に対して妨げになることをしてはならない。 (『自由論』126頁)

問題は、通常の出版やSNSでの発言などが、直接に大きな危害をもたらすか、暴動の扇動のような効果をもつ場合があるかどうか、ということになる。ミルは「出版物を広めるだけなら」許容するべきだと述べるわけだが、ミルの時代から150年以上経過し (当然のことながら、ミルの時代には映画もテレビもインターネットもなかった)、悲惨なリンチや国家的ジェノサイドを経験した (そして常に経験

しつつある) 現在となっては、ミルの見解に対する批判・修正は考えてみる必要は常にある。

ヘイトスピーチの害

攻撃的スピーチ／プロパガンダ的スピーチ

実際のところ、我々の社会でも誹謗中傷 (名誉毀損および侮辱)、虚偽の広告などを社会が規制し罰することが認められているのは言うまでもない (公然わいせつやわいせつ表現のようにその当否に議論があるものもある)。

ここで、ヘイトスピーチ (ここでは、グループに対する攻撃的言論を指すとする) のような、被害をもたらす攻撃やいやがらせもまた規制しよう、という発想が出てくるのは自然だ。こうした発想から、一部の言論や表現、特にヘイトスピーチやポルノグラフィの害をなんらかの形で指摘し立証した上で、そうした言論・表現の規制を考えようとする人々は多い。

ヘイトスピーチの害については、ヘイトスピーチのタイプを二つに分けておくべきだろう。ヘイトスピーチの危害の一つは、面罵などによってそのターゲットになっている人々が被る直接の被害 (主に心理的なもの) や派生する各種の権利侵害・安寧の妨害であり、もうひとつは、ターゲットに直接投げつけられるのではなく、ある信念や態度を社会的に広めるプロパガンダ的発言による、ターゲットの人々の社会的地位の低下とそこから派生する各種の権利侵害や不利益である (Anderson and Barnes 2023)。前者を攻撃的ヘイトスピーチ、後者をプロパガンダ的ヘイトスピーチと呼ぶことにしよう。

対面しての攻撃的ヘイトスピーチの危害は理解しやすい。個人の性質を指摘され、おとしめられ、批判・非難・嘲笑されることは苦痛であるし、それが誤解や、悪意ある解釈にもとづいたものであればなおさらのことである。自分が所属するグループに対する非難、貶め、嘲笑といったものはさらにやっかいである。グループに対する貶めや嘲笑の大半は偏見やステレオタイプの先入観によるものであり、対抗的な言論によっては反駁することができない場合がほとんどだろう。偏見をもった当人に偏見をただす意欲がなければ、そもそも反駁しても意味がない。また、個人に対する理由なき批判については個人が根拠をもって反論することが可能かもしれないが、あるグループが他のグループに対して与えている印象を、個人の力で修正することも困難である。こうした理由から、(特に対面での) 攻撃的ヘイトスピーチをなんらかの形で規制したい、という発想は理解しやすい(ただしその方法の有効性については他にも考えねばならないことがある)。

一方、プロパガンダ的ヘイトスピーチが意図している聴衆は、ターゲットになっている人々というよりは、ターゲット以外の人々である。それは、ターゲットグループに対する偏見と悪意と憎悪を扇動し助長する。こちらの害は、ターゲットから見れば(上の攻撃的ヘイトスピーチと同様の心理的なものを除けば) 間接的なもので、ターゲット以外の人々に偏見や憎悪を植えつけることで、ターゲット集団の社会地位が低められ、発言力を失ってしまうということになる。

この、攻撃的／プロパガンダ的ヘイトスピーチ、およびそれに対応する二つの害(心理的危害と社会的地位の低下という危害)との区別は必ずしもはっきりしたものではないが意識しておく価値があるだろう。

因果的危害／構成的危害

もう一つ有益な区別は、危害を「因果的」危害を「構成的」危害に区別することだ(Anderson and Barnes, 2023; 八重樫, 2024)。ヘイトスピーチとしばしば類似のものと考えられることのあるポルノグラフィについて、そうしたポルノ的作品が、因果的に、女性に対する直接的な危害(性暴力など)を引き起こす(危害の原因となる)というだけでなく、ポルノの制作・頒布や存在自体が女性に対する危害を構成(constitute)する(それ自体が危害である)、という議論がなされることがある。この発想は次第にヘイトスピーチを巡る議論にも使われるようになった。

この種の論者の代表者であるレイ・ラングトンの議論は、オースティンの「発語内行為¹⁰」に注目し、ポルノグラフィ的表現は、それが女性の従属やサイレンシング(発言・言論の無効化)を因果的に引き起こすだけでなく、それ自体が女性を従属させ劣位に置き、発言(拒否)などを無効化する行為なのだ、というわけである。

拙論(江口, 2023)で指摘したように、こうした立場には言論規制をめぐる論争上のメリットがある。米国では憲法修正第一条によって言論(スピーチ)はほぼ絶対的に保護されているし、また広くミルのなりべラリズム

¹⁰ たとえば「私は明日原稿を出す」と約束します」は、それ自体で明日原稿を出す約束をするという行為である。

においても、「言論」はほぼ絶対的な保護を受けるべきだとされている。しかし、言論をそれ自体が「行為」と見ることができて、さらにその行為が危害であることを（応用言語哲学的に？）示すことができれば、ヘイトスピーチやポルノグラフィの社会的・心理的な因果的影響を精査する必要がなくなるかもしれない。

しかし、この種のアプローチが現実の規制の是非をめぐる議論にどれほどの貢献ができるかについては、私はかなり懐疑的にならざるをえない（江口, 2007, 2018, 2023）。第一に、ラングトンらの議論はオースティンら理論の主流の解釈からはずれているように見える。たとえば、ラングトンが「ポルノグラフィが女性を従属させる」という言うときに、まずその発話・発語の主体が誰であるか不明である。「ポルノグラフィ」という分類はふつうは話さないし、一冊のポルノグラフィもふつうは「話す」ことはない。アダルトビデオで登場人物は話すことがあるが、アダルトビデオ自体はふつうは話をしない。なにより、発語内行為を適切におこない成功するためには、各種の状況的な条件が必要で、特に慣習や制度に裏付けられた権威が必要だ。しかしポルノ製作者にはそんな権威は存在しないし、街をねり歩くヘイトスピーカーにもそんな権威はないだろう。

ラングトンがあげている例を使えば、安宿の看板に「白人オンリー」と掲げればそれは非白人を排除する言語行為であるのはたしかなことだ。それが発語内行為として効力をも

ち実際に非白人を排除できるのは、「宿屋は宿泊客を選ぶことができる」という法制度や慣行があつてのことである。宿屋の主人以外の者が看板に「白人オンリー」と書きこんだとしてもそれは効力をもたないし、またそうした宿屋の選択が法律で禁止されている場合には、いくら「白人オンリー」という看板をかがけてもそれは効力を持たない。もちろん、その人種差別的な言動にほとんどの人が憤激を感じるだろうが、それは発語内行為としての効力とは別の話である。

ポルノやヘイトスピーチはたしかにその発言や表現によってなにかをなしているが、それは発言・表現の結果として、オーディエンスを性的に興奮させたり¹¹、差別を扇動したりということにすぎない。ラングトンより若い世代であるキャサリン・ジェンキンスなどは、オースティンの言語行為論にかえて、サールの社会的存在論（特に「地位宣言」論を援用しているが、基本的にラングトンと同様の問題がある（江口 2023a）。

第二に、こうした問題がなんらかの形で解決するとしても、ある言論がそれ自体（発語内行為として）「危害」を構成している、ということは、それ自体では表現規制論に有利にはならない。なぜならば、たとえばポルノグラフィが「女性を従属させる」という「行為」であるということ、あるいは女性を従属させる「行為」を構成している、ということをもつて原理的・抽象的に言えたとしても、なぜその限定された意味でそれが非難され規制されるべきであるかを次に述べねばならな

¹¹ ハルワニ（2024）に言わせれば、大部分のポルノ製作者のメッセージは「セックスはよいものです、みなさんもぜひセックスやマスターベーションを楽しんでください」程度のものでしかない。ハルワニ（2024）第8章参照。

いからである。一般に、女性を従属させる行為が不正であるのは、それが個別の女性と、グループとしての女性たちの自由を実際に抑圧することだからである。仮にポルノがグループとしての女性を従属させ抑圧するようなものであるとしても、それが現実の女性たちの被害となるのは、ポルノに影響された人々が女性に害を加えるからである。

言語哲学者の和泉悠が言うように、言葉はたしかに複数の人間が関わる蒸気船やタンカーのようなものであり、慎重に運用しなくては、人を傷つけ、社会を壊すことがありえる(和泉, 2022, 210, 217頁)。しかしそれは、我々が言葉を唱えるだけで魔法や呪文のようになんでもできるということではない。「私はここにおいて女性を従属させる発言をする!」と発言したところで、我々の発言は呪文ではないので、実際に女性に従属するはずがない。それは誰かに聞かれてその人に影響を与える必要があり、ある発言が聴衆や他の人々にどのような影響を与えるかということは、概念的な問題ではなく経験的な問題なのだ。

ちなみに、ミルが思想・良心の自由や個性の発展は、実践的には言論の自由と切り離すことができないと主張するのも、それが経験的な問題であるということを表している。自由に自分の感情や意見を述べることは、経験的には我々にとって良心の自由や個性の発展のために必要だ、ということである。実証的な方法でそれを示すことは簡単ではないだろうが不可能ではないし、また我々の体験からは明らかなことだと思われる。

法によるヘイトスピーチ規制への反対論と再反論

キャンセルカルチャーの話題に移る前に、ヘイトスピーチ規制への反対論と再反論を簡単に見ておく。Parekh (2012) および Anderson and Barnes (2023) は、ヘイトスピーチ規制(禁止法)への代表的な反論をおおまかに次の六つに分類している。

反対論&再反論

反論(1) ヘイトスピーチの害は比較的小さく、民主主義国家のためのコストである & ヘイトスピーチは言論の自由や民主主義という価値に反するものであり、その全体的な害は大きい。

反論(2) 思想の自由市場の必要性。禁止・規制よりは「モアスピーチ」が望ましい。 & 現状の「思想の市場」は中立ではない(マイノリティに不利)。ヘイトスピーチを十分におさえこまないと思想の自由市場は機能しない。

反論(3) 言論・表現規制は、国家中立性の原則に反し、国家に過剰な権力を与えることになり危険である & たしかに危険にはそなえねばならないが、実際の国家はかならずしも中立ではないし、あらゆることに中立であるべきだというわけでもない。

反論(4) 「萎縮効果」と「すべり坂」論 & 萎縮やすべり坂の危険は禁止そのものというよりはその実施方法(ワーディングや基準など)の問題。

反論(5) パナナリズム、道徳的権威主義の危険 & 個人の自由や自律の保護のためには、むしろある程度の国家の保護が必要。

叛論(6) 禁止によっては憎悪は除去できず、一部の人々を社会から疎外し過激化させ、また一般が潜在的な危険に無知になる & 暴力の管理は国家の責任。

「言論の自由」という原則にもとづいたスピーチ規制に対する反対論は強力なものだが、ParekhやAndersonら最近の規制論者は、まさに民主主義と(マイノリティの)言論の自由の保護のためにヘイトスピーチ等を国家が規制する必要がある、とする考え方に好意的だ。これらの反論・再反論の対立は、ヘイトスピーチの危害の大きさに関する経験的な問題に加え、道徳的・政治的な態度の違いを含んでいて深刻なものに見える。

言論の自由や規制をめぐる議論が、結局のところ「バランス」を考慮しなければならないのはその通りだろうが(もっとも、上で参照したJacobsonのような強硬派は反対するだろう)、私には、これらの返答は、第2節で強調した、ミルの発想にある個性の自由な発展のための思想と言論の自由という側面を少なくとも十分に捉えていないのではないかと思われる。(4)「萎縮効果」の影響はParekhやAndersonたちが考えているよりもっと有害なものかもしれない。

萎縮効果について、Parekh次のように反論している。

私たちが検討している議論は、抑制されない表現の自由が必然的によいものだということを想定している。誰もが頭に思い浮かんだことをなんでも言うことを許し、その影響を受ける人々にそれに耐え

ることを要求するなどといったことに、明らかな美点などがあるわけではない。言論は社会的な帰結を伴うのであり、それはその利益とバランスをとられる必要がある。言論〔の自由〕を絶対視し、他の諸価値に優先することはできない。(Parekh 2012)

またAnderson and Barnes (2023) は次のように言う

「萎縮効果」や「すべりやすい坂」の懸念は重要な反論であるということを認めながらも、私たちは次のように指摘して応答してもよいだろう。こうしたこれらが警告している問題は、曖昧なワーディングや、ヘイトスピーチ禁止法の不整合あるいは偏った適用に依存している、と。それゆえ、こうした反論は、ヘイトスピーチ禁止法そのものに対する直接の反対論ではないのである。それゆえ、禁止令のこうした面の救済策は、それをいっきに放棄してしまうことではない。……さらに〔ヘイトスピーチの〕禁止による対立の激化、過激化、そして社会的な無知の影響も強い懸念のもとになる。差別や暴力の「扇動」はともかく、思想の自由な発言を法的・社会的に禁じられることは、その人々にとっては自分たちが社会から抑圧されていることの徴であると感じられ、ルサンチマンを深刻化させることになるだろう。

もちろん、法のワーディングなどによって、法の範囲内では萎縮や対立の激化を防ぐ努力はできるだろうが、法によらない発言の封じ

こめ、いわゆる「キャンセルカルチャー」はさらに問題が大きい。

キャンセルカルチャーを擁護する国内の議論

最後に、国内でのいわゆる「キャンセルカルチャー」に言及しておきたい。SNS上での批判あるいは誹謗中傷を巡って、2022年に（関心をもつ人間にとっては）大きな事件があった（SNSでは「オープンレター」事件と呼ばれる）。SNSでの鍵つきアカウント（閲覧者限定アカウント）で、ある女性研究者を批判あるいは誹謗をおこなっていた大学教員が、その誹謗が暴露されたことによって、結果的にテニユア職の道をいったん断たれることになった（後に裁判所での和解によって回復された）。誹謗の暴露と「炎上」に続いて、多数の研究者・出版関係者たちの「オープンレター」、「女性差別的な文化を脱するために：研究・教育・言論・メディアにかかわるすべての人へ」が公開され、1300人以上の研究者たちの賛同署名を得た。これは、研究者やメディアにかかわる人々性差別的な言動をおこなう人々とは「距離を取る」ことを提案するものである¹²。

このような呼びかけに対しては、発言の萎縮を招き言論の自由を脅かすものである〔と〕いう懸念を持つ方もいるかもしれませんが。近年では、そうした懸念は「キャンセル・カルチャー」なるものへの警鐘という形で表明されることがありま

す。すなわち、問題ある発言をした人物が「進歩的な」人びとによる「過度な」批判に曝され責任を追及されることが、非寛容と分断を促進するという懸念です。

しかしながら、こうした懸念が表明される際にしばしば忘れられているのは、「問題ある発言」が生じてくる背景に差別的な社会の現実があるということです。差別を受ける側のマイノリティにとっては、多くの言論空間はそもそも自分にとって敵対的な、安心して発言できない場所であり、いわば最初から「キャンセル」されているような不均衡な状況があります。

私たちは、政治的対立のある事柄について人びとが発言することを抑制したいのではありません。そうではなく、被差別カテゴリーに属する人びとを貶め気軽に個人を中傷することを可能にしている文化こそ、むしろ言論の自由を脅かし、ひいてはマイノリティの生を脅かしているということに注意を促したいのです。

注目したいのは、このオープンレターでの、マイノリティは「いわば最初からキャンセルされている」、差別的な発言、あるいはそれを許容する社会が「言論の自由を脅かしている」という意識である。我々が差別的な言動をおこなう人々と「距離をとる」必要があるのは、まさに言論の自由を守るためである、という発想である。上で簡単に見たようなポルノやヘイトスピーチに対するここ数十年の激しい議論を反映したものであるといえる。このオ

¹² 現在当該サイト <https://sites.google.com/view/againstm/home> は閉鎖されているが、インターネット上でコピーが手に入らずである。

オープンレターの場合は「女性」たちに対する差別的発言が問題にされているが、それは本当に女性差別であると言えるのか（たとえば一部のものは十分理にかなった批判・討論であるとは言えないのか）、こうした運動が発言をどの程度萎縮させるのか、そもそも敵対的で安心して発言できないと感じられる言論空間（おそらくSNS／ブログ界を指す）はそれほど「安心して発言できる」場にする必要があるのか、など考えてみるべき問題は多い。

上の「オープンレター」が言うように、マイノリティが「あらかじめキャンセルされている」ために言論の自由を享受していない、ということはたしかにありえるだろう。しかしここで、「あらかじめキャンセルされている」あるいは言論を封じられている（サイレンシングされている）ということが、具体的にはどういうことかを明らかにするべきだ。単に少数派であるために同じ意見の人々が少数であるとか、対立する立場の人々から大量の批判を浴びる可能性があり、意見の公表が心理的に困難である、というだけでは「キャンセルされている」とは言いにくいように思われる。また、対抗言論以外の形で人々の発言を封じることが全体として本当にマイノリティの言論の自由を促進するものであるのかを考える必要がある。

上の「オープンレター」の起草者の一人である清水晶子の「学問の自由とフェミ科研」講演「学問の自由とキャンセル・カルチャー¹³」では、サラ・アーメッド（2022）を援用して、「リベラル」でない人々に対する「ノープラッ

トフォーム」「ノーディベート」が提唱されている（アーメッド 2022）。

実際のところ、こうしたあからさまな「キャンセル」の提案は、その問題に対する関心をもってはいるが雇用等が不安定な研究者が、そうした困難な問題にタックルすることを気後れさせるに十分に見える。

また、五野井郁夫の岩波『世界』2023年6月号論説「キャンセルカルチャーはデモクラシーを窒息させるのか」では、ピーター・シンガーやスティーブン・ピンカーといった大物学者が「差別的発言」の咎でキャンセルされそうになったという事案を肯定的に記述するが、いったいどういう発言が差別的であったのかがまったく検証されていない。大屋雄裕（2022）が指摘しているように、調査や検討などの十分なコストをかけずに衝動的に群集として制裁を加える行動はつつしむべきだと私には思われる¹⁴。たしかに、侮蔑的な言葉に触れることはひどいストレスになるし、侮蔑的とはいえないまでも自分に対して批判的な意見に触れると、それだけでも十分なストレスになるものだ。また一方、法的制裁や社会的・経済的な制裁を被る恐れから自分自身の意見、自分の本音の意見を言えないことのストレスも大きい。ただし、ここで、ミルの次のような観察を念頭に置いておくことも必要だろう。

〔第2章最後に議論しておくべきことは〕あらゆる意見を自由に表明することは許容すべきだとしても、表明の仕方

¹³ <https://www.youtube.com/watch?v=FP8rL7KfisI>。2022年7月24日。ネットを検索すれば反訳も入手できる。

¹⁴ 「キャンセルカルチャー」の危険性についての説得的な議論はルキアノフ／ハイト（2022）を参照せよ。また成原（2022）も参照。

ついて節度を守り、公平な議論の限界を越えないことが条件だ、と論じる人についてである。そういう限界を決めることが不可能なことは、力説してよいだろう。攻撃されている意見の持ち主の不快感 (offence to those whose opinion are attacked) を基準にすると、私の考えでは、次のことが経験的に明らかだからである。つまり、こうした不快感は、攻撃が説得的で強力な場合はつねに生じてくるし、押しが強く反論するのが難しそうな反対者たちはみな、彼らが問題となっている点に強い感情を示してきた場合には、意見が攻撃されている側の人間には節度のない敵に見えてしまうのである。(『自由論』121頁)

つまり、要求される「節度」「公平な議論」の基準を定めることはほとんど不可能であり、また討論の上で反対派の批判にさらされることはほとんど常に不快であるために、我々は敵対する人々が「節度を越えている」と判断しがちなバイアスをもっているのである。

また、自分が信じていることを討論することさえ(意見の対立や批判によるものではなく、それ以外の社会的経済的な制裁によって)許されない場合、言論を封じられた人々の憤激が大きいものであることも予想できる。特に、こうした法によらないキャンセルカルチャー的制裁に対する憤激は、意見の公表を封じられた人々に怨恨として残り、社会的な対立を煽るものになるはずだ。

私自身は、自分たちと対立する意見を述べる人々や出版をキャンセルしようとする動きは、生命倫理学や、ジェンダー／セクシュア

リティ論などの分野では、日本の研究者たちにすでに萎縮効果をもたらしているのではないかと危惧している。多数派・主流派の意見に反する思想をもっているかもしれない研究者が、その問題についてもっとはっきり考えようとするのを避けてしまい、思想とその理解の発展が阻害されてしまう。最近でも出版物の販売中止事件などがあり、私自身の懸念は大きくなっている。比較的冷静なかたちでの意見の表明には最大限寛容であるべきだ。

先に言及した Anderson and Barnes (2023) は、ヘイトスピーチの規制・禁止の代替案として、対抗言論支持 (supported counterspeech) を提案している。これは、ヘイトスピーチのターゲットになっている人々の対抗言論を、国家や社会がサポートし発言の機会を促進することで、ターゲットになっている人々をエンパワするものだ。ヌスバウムやセンたちの「ケイパビリティアプローチ」内にも位置づけられうるものである。日本国内の場合、そうした試みはすでに公教育の場やマスコミによってかなり積極的になされているように見える(まだ足りないのかもしれない)。「キャンセル」や法的制裁に訴える前に、この方向の充実をさらに探索してみる価値はあるだろう。同時に、人々から嫌われる意見を述べている人々にも冷静な発言の機会を与えることも考えられてよいだろう。

【参考文献】

- Anderson, Luvell and Michael Barnes (2023) "Hate Speech," in Zalta, Edward N. and Uri Nodelman eds. *The Stanford Encyclopedia of Philosophy*, Fall 2023 edition, Metaphysics Research Lab, Stanford University.
- Brink, David (2013) *Mill's Progressive Principles*, Oxford University Press.

- Gelber, Katharine and Luke McNamara (2016) "Evidencing the Harms of Hate Speech," *Social Identities*, vol. 22, no. 3, pp. 324-341.
- Jacobson, Daniel (2000) "Mill on Liberty, Speech, and the Free Society," *Philosophy & Public Affairs*, vol. 29, no. 3.
- (2020) "A Defense of Mill's Argument for the "Practical Inseparability" of the Liberties of Conscience," *Social Philosophy & Policy*, vol. 37, no. 2, pp. 9-30.
- Langton, Rae (2012) "Beyond Belief: Pragmatics in Hate Speech and Pornography," in Maitra, Ishani and Mary Kate McGowan eds. *Speech & Harm: Controversies Over Free Speech*, Oxford University Press.
- Parekh, Bhikhu (2012) "Is There a Case for Banning Hate Speech?" in Herz, Michael and Peter Molnar eds. *The Content and Context of Hate Speech: Rethinking Regulation and Response*, Cambridge University Press.
- Sumner, L. W. (2003) *The Hateful and the Obscene: Studies in the Limits of Free Expression*, University of Toronto Press.
- 和泉悠 (2022) 『悪い言語哲学入門』、筑摩書房。
- 江口聡 (2007) 「ポルノグラフィに対する言語行為論アプローチ」、『現代社会研究科論集』、第1号、京都女子大学。
- (2010) 「ポルノグラフィと憎悪表現」、北田暁大 (編) 『自由への問い4：表現』、岩波書店。
- (2019) 「性的モノ化再訪」、『現代社会研究』、第21号、京都女子大学。
- (2023a) 「たぶん多様性自体にはたいした価値はない：若松良樹『醜い自由』書評」、『法と哲学』、第9号。
- (2023b) 「悪いポルノ、悪い哲学：分析フェミニスト哲学者によるポルノグラフィ批判」、『現代社会研究』、第25号、京都女子大学。
- (2023c) 「若松良樹『醜い自由』書評補遺」、https://researchmap.jp/eguchi_satoshi/presentations/43530261.
- 大屋雄裕 (2022) 「キャンセル・カルチャーが含む二つの文脈」、『VOICE』、2022年9月号。
- 成原慧 (2022) 「キャンセルカルチャーと表現の自由」、『法政研究』、第89巻、第3号。
- 若松良樹 (2021) 『醜い自由：ミル『自由論』を読む』、成文堂。
- サラ・アーメッド (2022) 『フェミニスト・キルジョイ：フェミニズムを生きるということ』、飯田麻結訳、人文書院。
- ジョナサン・グラバー (1996) 『未来世界の倫理：遺伝子工学とブレイン・コントロール』、加藤尚

武監訳、産業図書。

- J. S. ミル (2020) 『自由論』、関口正司訳、岩波文庫。
- グレッグ・ルキアノフ／ジョナサン・ハイト (2022) 『傷つきやすいアメリカの大学生たち：大学と若者をダメにする「善意」と「誤った信念」の正体』、西川由紀子訳、草思社。